

静岡県登録品種の利用制限方針について

令和4年4月1日から施行される種苗法の改正に基づき、静岡県登録品種の利用制限方針を定めたのでお知らせします。

概要

- 1 県登録品種の種苗を海外に持ち出すことを禁止します。
- 2 県登録品種の栽培は一部の品種^{※1}を除き静岡県内限定とします。
^{※1}いちご「紅ほっぺ」、ナシ「静喜水」、カキ台木「静カ台1号」、「静カ台2号」
- 3 県登録品種を栽培する際は下記<種苗管理の遵守事項>への同意が必要です。
- 4 自家増殖^{※2}については下記のとおりとします。
 - ・県登録品種の自家増殖は可、許諾は要、費用は無償とします。
 - ・県が利用許諾した生産者団体等からの種苗の購入手続きによって、自家増殖を許諾します。なお、種苗の購入手続きは登録品種により異なります。^{※2} 農業者が、収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗に利用すること
- 5 1から4までを基本として登録品種別に方針を定めます。(県ホームページに掲載)



<種苗管理の遵守事項>

- ①種苗を海外に持ち出さないこと。また栽培地域を県内に限る場合には、種苗を県外に持ち出さないこと
- ②自家増殖により得た種苗は有償・無償を問わず他者に受け渡ししないこと
- ③品種特性を著しく損なうことのないよう適切な種苗を選び利用すること
- ④自己の農業経営に用いなかった種苗は可能な限り早く廃棄又は食用とすること
- ⑤県登録品種に関連する県の調査に協力すること
- ⑥種子については、品質維持の観点から、数年ごとに更新を行うこと
- ⑦その他許諾に係る事項について県の指示に従うこと

(注)本遵守事項への同意書等の提出を行っていない方であっても、自家増殖等を行い県登録品種を利用した時点で、同意したものとします。

※本方針は、登録品種の変更や、ブランド化・産地振興の考え方等を考慮して、更新していきます。

※上記遵守事項に違反した場合は、種苗法に基づく刑事罰の対象となります。

(県登録品種が海外等に流出、生産された場合、本県産地が得られる収益の大きな損失に繋がります。)

詳細情報・問合せ先

静岡県経済産業部農業局農業戦略課

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-310/hinsyu-housin.html>

メール nougyousen@pref.shizuoka.lg.jp TEL054-221-2659/2734 (FAX2839)

静岡県農林技術研究所(登録品種別の内容について)

(水稲、野菜、菊等)企画調整部 agrikikaku@pref.shizuoka.lg.jp (果樹)果樹研究センター kaju-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp

(茶)茶業研究センター ES-kenkyu@pref.shizuoka.lg.jp (マARGレット、わさび)伊豆研究センター agriizu@pref.shizuoka.lg.jp

